

東京薬科大学における研究費等の不正に係る調査に 関する取扱規程

平成20年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、東京薬科大学研究費の不正使用防止に関する規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、東京薬科大学（以下「本学」という。）における研究費（以下「研究費」という。）の取扱いに関して、不正使用が疑われる場合の調査の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究費とは、規則第2条第1号に規定する研究費をいう。
- (2) 不正使用とは、規則第2条第2号に規定する行為及びそれに助力することをいう。

(不正使用に対する通報)

第3条 大学の内外を問わず、研究費の不正使用の疑いを発見したときは、書面（ファックス、電子メールを含む。）、電話又は面談により、不正使用が疑われる研究者（以下「研究者」という。）の不正使用の態様等を通報することができる。

(通報窓口の設置)

第4条 前条に規定する通報に対応するため、本学に通報受付窓口（以下「通報窓口」という。）を置くものとする。

- 2 通報を受け付ける窓口は、弁護士である学外の者に委嘱する。
- 3 本学における通報窓口責任者は、内部監査室長とする。

(通報処理体制等の公表)

第5条 通報窓口、通報及び通報に関する相談の方法その他必要な事項をホームページ等に公表する。

(通報の方法)

第6条 通報は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属等及び研究者の氏名、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正使用とする合理的な根拠が示されたものを受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通知者に対しての本規程に規定する通知及び報告は、通報窓口を通じて行うものとする。この場合、通報者に対して、さらに詳細な情報の提供又は当該通報に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。

2 通報窓口は、匿名による通報があったときは、研究者等の不正使用の様態及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信ぴょう性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規程に規定する通知及び報告は行わないものとする。

3 通報窓口責任者は、通報窓口から通報を受け取ったときは、速やかにコンプライアンス推進責任者及び研究者が所属する学部長等に報告する。

(予備調査)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用が疑われる事象があったときは、速やかに内部監査室長に次の各号に掲げる事項について予備調査の実施を指示するものとする。内部監査室長は、予備調査実施の指示を受けた日から、20日以内にその調査結果を学長及び研究者が所属する学部長等に報告するものとする。

- (1) 不正使用の可能性
- (2) 不正使用とする根拠の合理性
- (3) その他必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、内部監査室長は、次の各号に掲げる事項を予備調査の結果報告と同時にコンプライアンス推進責任者に述べることができる。

- (1) 第9条に規定する調査の要否
- (2) 通報による場合で、不正使用が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報が悪意（研究者又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づくものである可能性

3 コンプライアンス推進責任者は、前条第1項及び次条第3項の規定により、通報の受付から30日以内に通報の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を関係機関に報告しなければならない。

4 コンプライアンス推進責任者は、予備調査の結果、報告に基づき通報に係る不正使用が認められないと判断したときには、通報窓口を通じて、その旨を通報者に通知するものとする。なお、不正使用の調査を実施する場合も、通報者に通知する。

(不正使用調査委員会の設置)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、前条に規定する予備調査の結果により、不正使用又は悪意による通報の可能性が高いと認められるときは、速やかに不正使用調査委員会（以下「委員会」という。）を設置して事実関係を調査しなければならない。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 研究者が所属する学部長
- (2) 総務部長

- (3) 推進本部長
- (4) 統括管理責任者
- (5) 学務部長
- (6) 総務課長
- (7) 教学IR研究推進課長
- (8) その他コンプライアンス推進責任者が指名する本学の教職員 若干名
- (9) 法律、会計の専門的知識を有する学外の者 若干名

3 委員会の委員長は、前項第1号に掲げる者をもって、また、副委員長は前項第2号に掲げる者をもってこれに充てる。

(調査等の実施)

第9条 委員会は、次の各号の手順に従い調査等を実施するものとする。

- (1) 研究者及びその関係者又は通報者からの事情聴取
- (2) 支出に係る決議書、各種伝票、証ひょうの収集、分析
- (3) 支出の相手方からの事情聴取
- (4) 本学及び研究費配分機関の使用ルールとの整合性の調査
- (5) 当該調査の対象となる研究活動に対する公的研究費の使用停止命令
- (6) その他必要と認める事項の調査

2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について関係機関に報告し、又は協議をしなければならない。

3 委員会は、配分機関の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該調査に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

4 委員長は、委員会の調査の進捗状況について、遅滞なくコンプライアンス推進責任者に報告しなければならない。

(委員会の開催)

第10条 委員会の開催は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の開催は、委員長が招集する。
- (2) 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。
- (3) 委員会の審議は、非公開とする。

(調査への協力等)

第11条 研究者等は、委員会の調査に協力しなければならない。

2 研究者等は、委員会に虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。

(意見聴取)

第12条 委員会は、裁定を行うに当たっては、あらかじめ対象研究者等に、調査した内容を通

知し、意見を求めることとする。

- 2 対象研究者等は、前項の調査結果の通知日から30日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。この場合において、対象研究者等から意見の提出があったとき又は意見のない旨の申出があったときは、委員会は、30日を経過する前であっても次条に規定する裁定を行うことができる。

(裁定)

第13条 委員会は、調査結果に基づき、不正の有無について裁定を行い、調査結果（裁定を含む。以下同じ。）をコンプライアンス推進責任者に報告しなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の報告に基づき、対象研究者等に対し、調査結果を通知する。

(異議申立て)

第14条 対象研究者等は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内にコンプライアンス推進責任者に異議申立てを行うことができる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の異議申立てがあったときは、コンプライアンス推進責任者の判断により委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、異議申立ての趣旨が、委員会の構成等その公平性に関するものであるときは、コンプライアンス推進責任者の判断により、委員会の委員を変更することができるものとする。
- 3 前項の再調査の指示があったときは、委員会は速やかに再調査を行い、その結果をコンプライアンス推進責任者に報告するものとする。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を異議申立てした者及び委員会に通知するものとする。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、再調査を実施しないことを決定したときに、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者及び委員会に通知する。
- 6 異議申立てした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第15条 委員長は、第13条による調査結果の通知後、対象研究者等から異議申立てがなく、その内容が確定したとき、又は前条第2項による異議申立てに対し、同条第4項若しくは第5項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかにコンプライアンス推進責任者に報告しなければならない。

(措置)

第16条 コンプライアンス推進責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、対象研究者等、関連する部局長に通知するとともに、関係機関に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調

査対象制度以外の公的研究費の管理監督体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、関係機関に報告しなければならない。
- 3 前2項のほか、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、前3項の報告に基づき、当該関係機関から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、対象研究者等にその当該額を返還させる。
- 5 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、不正使用の内容に応じ、学校法人東京薬科大学職員就業規則第46条の規定に基づく懲戒処分等への適切な手続を講ずるものとする。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、前条の報告に基づき、不正使用があったとは認められなかったときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第17条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由のため非開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。なお、公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 不正使用に関与した研究者の所属、職、氏名
 - (2) 不正使用の内容
 - (3) 本学が調査結果の公表時までに行った措置の内容
 - (4) 委員会委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法及び手順
- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正使用があったとは認められなかったときは、調査結果を公表しないものとする。
 - 3 コンプライアンス推進責任者は、調査事案が本学の外部に漏えいしていた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合は、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

(通報者、被通報者の保護)

第18条 本学は、通報者又は通報に関する相談をした者に対して、通報又は通報に関する相談をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 本学は、研究者に対して、単に調査されたことのみをもって、当該調査に係る研究以外の研究

活動について全面的に禁止するなどの過度な措置や解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(悪意による通報への対応)

第19条 委員会の調査によって、当該通報が悪意によるものと認められたときは、コンプライアンス推進責任者は、当該通報者に対し、懲戒処分等の手続及び刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。

(義務等)

第20条 この規程の定める手続に関与する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。
- (2) 任務において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは任務が終了した後も同様とする。
- (3) 通報者及び研究者又は調査に協力した関係者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に行動しなければならない。
- (4) 調査が自ら関係するものであった場合には、その通報の処理、調査等に関与してはならない。

(理事長及び監事への報告)

第21条 コンプライアンス推進責任者は、予備調査の結果、委員会の調査の進捗状況、調査結果等について、遅滞なく学校法人東京薬科大学の理事長及び監事に報告しなければならない。

(庶務)

第22条 通報窓口及び委員会の庶務は、内部監査室、総務部総務課において行う。

(運営細則)

第23条 この規程に定めるもののほか、不正使用が疑われる場合の調査の手続等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。